

消防危第 165 号  
平成 30 年 8 月 31 日

関係都県消防防災主管部長 殿

消防庁危険物保安室長  
(公印省略)

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件及び  
石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を  
改正する件の施行について

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成 30 年  
総務省告示第 306 号）及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定  
める告示の一部を改正する件（平成 30 年総務省、経済産業省、国土交通省告示第 2 号）が  
本日公布、施行されました。

今回の改正は、本日公布、施行された石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の  
一部を改正する政令（平成 30 年政令第 248 号）により、石油コンビナート等特別防災区域  
に新たに東京国際空港地区が指定されるとともに、名古屋港臨港地区等について区域の拡  
張が行われる等がなされることに伴い、所要の措置を講ずることをその内容とするもので  
す。

貴職におかれましては、下記事項に十分ご留意のうえ、その運用に配慮されるとともに、  
貴都県内の市区町村に対してもこの旨周知くださいますようお願い申し上げます。

## 記

### 第 1 改正内容

- (1) 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第  
99 号）中、第 4 条の 20 第 2 項第 3 号ロについて、東京国際空港地区を加えるとと  
もに、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和 51 年政令第 192 号）  
別表の号番号の整理に伴う規定の整理を行う。
- (2) 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和 48  
年通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第 1 号）中、第 68 条の 7 第 2 項第 2  
号の 2 ロについて、東京国際空港地区を加えるとともに、石油コンビナート等特別

防災区域を指定する政令（昭和 51 年政令第 192 号）別表の号番号の整理に伴う規定の整理を行う。

## 第 2 施行期日

両告示ともに、公布の日（平成 30 年 8 月 31 日）から施行する。

### 【連絡先】

消防庁危険物保安室企画係

担当：大越課長補佐、池田事務官

TEL：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534

Mail：y3.ikeda@soumu.go.jp

○総務省告示第三百六号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百四十八号）の施行に伴い、及び危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十条の四第四項の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年八月三十一日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(地震の影響)

第四条の二十 [略]

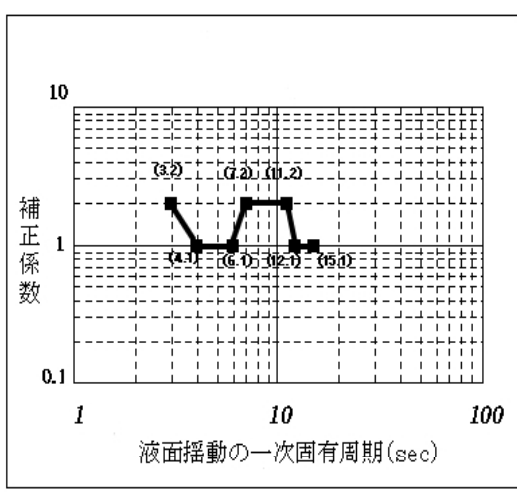
2 [略]

一・二 略

三 [略]

イ 略

ロ 区域令別表第十五号から第二十号までに掲げる地区ごとの区域



[六 略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正前

(地震の影響)

第四条の二十 [同上]

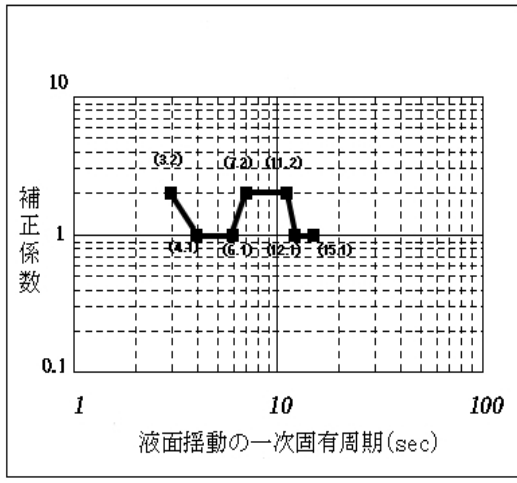
2 [同上]

一・二 同上

三 [同上]

イ 同上

ロ 区域令別表第十四号から第十六号まで、第十九号及び第二十号に掲げる地区ごとの区域



[六 同上]

○総務省  
経済産業省告示第二号  
国土交通省

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百四十八号）の施行に伴い、並びに石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年 通商産業省、運輸省 令第二号）第五十五条第一項第二号及び第二項第一号の規定に基づき

石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十八年 通商産業省 建設省

運輸省 告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。  
自治省

平成三十年八月三十一日

総務大臣 野田 聖子

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 茂木 敏充

国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになお改める。

改正後

(地震の影響)  
第六十八条の七 [略]

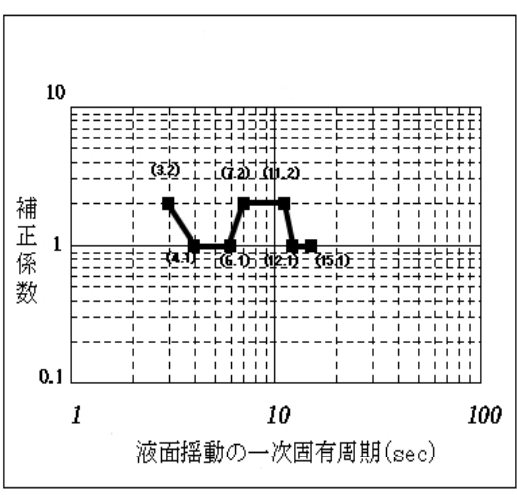
2 [略]

一・二 [略]

二の二 [略]

イ [略]

ロ 区域令別表第十五号から第二十号までに掲げる地区ごとの区域



〔六 略〕  
〔三 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正前

(地震の影響)  
第六十八条の七 [同上]

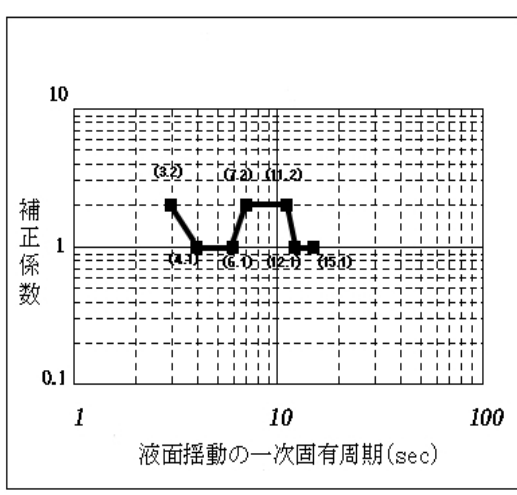
2 [同上]

一・二 [同上]

二の二 [同上]

イ [同上]

ロ 区域令別表第十四号から第十六号まで、第十九号及び第二十号に掲げる地区ごとの区域



〔六 同上〕  
〔三 同上〕